

第11回 佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会

平成16年8月10日

佐久市役所 8階大会議室

開始時刻 9:00

終了時刻 9:40

第11回 合併協議会次第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

(1) 協議事項

議会で協議すべき項目について

議会に報告すべき項目について

(2) 次回協議会協議事項

協議会で協議すべき項目について

協議会に報告すべき項目について

(3) 新市建設計画について

4. その他

5. 閉 会

## 1. 開 会

柳澤局長

これより、第11回合併協議会を開会いたします。

協議会規約第10条の規定によりまして、委員の半数以上の皆様が出席しておりますので、会議は成立をしております。

望月町の吉田委員さんが、欠席との連絡が入っております。また、臼田町の清水委員さんから、所用のため、本日の会議中、退席をさせていただきたいとの申し出がございましたので、ご報告を申し上げます。

それでは、会長の三浦佐久市長よりご挨拶と引き続きまして会議の進行をお願いいたします。

## 2. 会長あいさつ

三浦会長

皆様、おはようございます。

本日は、お忙しい中、お集まり頂きまして、ありがとうございます。

さて、8月5日の新聞各紙に、「人口増加率最低0.11パーセント」という大きな見出しの記事が掲載されておりました。

これは、総務省が住民基本台帳を基に、今年の3月31日現在の人口動態を発表したのですが、発表では、日本の総人口の増加数・率ともに、昭和43年の調査開始以来、過去最低の伸びとのことであります。

出生者数も過去最低を更新しており、少子高齢化の進行を改めて浮き彫りにするとともに、人口減少社会の到来が現実問題として、間近に迫っているということです。

市町村合併により、これから訪れる厳しい時代に対応できる新しい自治体を築いていくことの重要性が様々な統計から表れてきていると思っております。

さて、本日の協議会でございますが、前回ご提案いたしました「事務事業のすり合わせ調整案」のご協議をいただくほか、次回、協議会でご協議いただきます「調整案」を提案させていただきます。

調整案の提案は、今回の協議会が最後となり、調整に苦労した項目も提案されます。

特に、新しい市の議会につきまして、後ほど事務局より説明いたしますが、4市町村の議長さんをはじめ、議員の皆さん方のご英断によりまして、「合併特例法による特例は適用せずに、合併時、設置選挙を行なう」というご回答をいただきましたので、本日、提案をいたします。

本日は、よろしくご協議をお願いいたします。

はじめに、皆様に、ご報告を申し上げます。

本日、取材をしておりますマスコミ各社より、協議会の写真撮影について、事前に申し入れがあり、許可をしております。それでは、議事を進めてまいります。

### 3. 議 題

#### (1) 協議事項

##### 議会で協議すべき項目について

次第の3. 議題に入ります。

(1) 協議事項の 「協議会で協議すべき項目」につきましてお諮りします。

前回の資料をご覧ください。前回、提案内容につきまして、説明がありましたが、専門部会ごとにお諮りをいたします。

はじめに、資料番号1 - 1「総務専門部会」の7項目につきましてお諮りします。

何か、ご意見等ございますでしょうか。

「総務専門部会」につきましては、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

<異議なし>

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

次に、資料番号1 - 2「民生専門部会」の29項目につきましてお諮りします。

何か、ご意見等ございますでしょうか。

「民生専門部会」につきましては、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

<異議なし>

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

次に、資料番号1 - 3「保健福祉専門部会」の7項目につきましてお諮りします。

何か、ご意見等ございますでしょうか。

「保健福祉専門部会」につきましては、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

<異議なし>

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

以上で、前回提案されました「協議会で協議すべき項目」につきましては、審議が終了いたしました。

#### (1) 協議事項

##### 協議会に報告すべき項目について

続きまして、「協議会に報告すべき項目」につきましては、一括でお諮りいたします。

前回資料の2 - 1から2 - 3になりますが、何か、ご意見等ございますでしょうか。

「協議会に報告すべき項目」につきましては、原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

<異議なし>

ご異議がございませんので、本案のとおりといたします。

## (2) 次回協議会協議事項

### 協議会で協議すべき項目について

次に、(2) 次回協議会での協議事項に入ります。

今回、事務局より提案説明があり、次回の協議会で協議・承認を行うこととなります。

それでは、「協議会で協議すべき項目」につきまして、はじめに、総務専門部会の説明をお願いします。

小林係長

それでは、私の方から総務専門部会につきましてご説明させていただきます。本日お配りしてございます資料の1-1をご覧頂きたいと思います。今回、総務専門部会で提案いたします項目は、7項目になります。それでは、一覧表に基づきまして、ご説明をさせていただきます。

提案番号1番でございますが、基本的な協議事項と致しまして、「合併の期日」でございます。問題点と致しまして、今年の5月26日の合併特例法の改正によりまして、平成17年3月31日までの他、平成17年4月1日の合併も選択できるようになりました。合併の期日につきましては、住民の皆さんへの生活等を配慮する中で検討する必要があります。調整案でございますが、合併の期日は平成17年4月1日とするというものでございます。調整案の詳細でございますが、1点目と致しまして、合併特例法の改正の内容ですが、平成17年3月31日までに都道府県知事に申請を行なった場合には、平成18年3月31日までは、現行の特例法の措置が受けられます。また、自治体につきましては、4月1日から3月31日という年度区分で住民サービス等事業を実施しておりますので、住民の皆様への影響を考慮しますと4月1日の合併が望ましい。3番目と致しまして、平成17年3月31日をもちまして、現在の4市町村を廃止いたしまして、平成17年4月1日に新たな佐久市が発足するというところでございます。

続きまして、提案番号2番でございます。こちらにつきましては、合併特例法による基本事項でございます。「地域審議会」の取り扱いでございます。問題点と致しまして、新市の一体性のあるまちづくりを推進する観点から、住民の声を反映する付属の機関の設置について検討する必要があります。調整案でございますが、合併特例法に規定されております、旧市町村を単位とした地域審議会は設置をしない。ただし、地方自治体による付属機関であります総合計画審議会を設置することにより、地域の声を新市の施策に反映するというものでございます。調整案の詳細でございますが、1番目と致しまして、4市町村は地理的状況及び生活圈等がまとまった地域であり、新市を一体的に捉えることが必要である。2番目と致しまして、区長会の組織で、全体の区長会また地区区長会・理事会等の充実によりまして、地域の要望等を把握できる。3番目と致しまして、広報広聴活動や市政懇談会の充実、また支所機能の活用により地域の声を反映することができるというものでございます。4番目と致しまして、地方自治法による付属機関の設置、総合計画審議会でございますが、こちらの設置につきましては、第6回

の協議会にて、既に承認をいただいております。総合計画審議会でございますが、新市の総合的な開発、発展に関する基本構想及びこれに即する基本計画に関する重要事項につきまして、市長の諮問に応じ調査・審議を行う機関でございます。また、新市建設計画につきましては、合併後の新市の総合計画に出されているものであることから、総合計画審議会の機能を強化するというものでございます。1番目といたしまして議員につきましては、地域に配慮した構成にする。2番目と致しまして、新市建設計画及び総合計画の進捗状況を報告する。3番目と致しまして、新市建設計画及び総合計画の変更について意見を述べるというものでございます。なお、詳細につきましては、新市の条例に定めることとなります。

続きまして、2ページお願いします。

提案番号3番から7番まででございますが、こちらにつきましては、職員の給料等に関する項目でございます。

提案番号3番「職員給料」でございますが、問題点と致しまして、各市町村で初任給の格付けと等級別資格基準に違いがございます。調整案でございますが、合併時、給料体系の基準を統一して実施いたします。調整案の詳細でございますが、給料体系は、9給制による昇給・昇格基準を作成して新市において調整を致します。また、昇給停止年齢の引き下げによりまして、給与水準の抑制を図ります。将来的な課題と致しまして、職務・職責に一層対応した給与体系の確立を図る必要がございます。

提案番号4番「職員各種手当」でございます。問題点と致しまして、4市町村で一部の手当における対象業務、支給額に違いがございます。調整案でございますが、合併時、各種手当の基準を統一いたしまして実施を致します。調整案の詳細でございますが、職員各種手当につきましては、原則として国の基準に準じます。また、特殊勤務手当につきましては必要に応じて見直しを行って参ります。

5番目「職員の退職手当」でございますが、問題点と致しまして、佐久市は市の条例により実施しておりますけれども、白田町・浅科村・望月町は長野県町村総合事務組合に加盟致しまして、その組合の条例により実施をしてございます。調整案でございますが、合併時、新市の条例を制定し実施を致します。調整案の詳細でございますが、佐久市特別職の職員等の退職手当に関する条例及び佐久市職員の退職手当に関する条例を基準に致しまして条例を制定いたします。また、期間除算に係る規定は廃止いたします。白田町・浅科村・望月町におきましては長野県町村総合事務組合を脱退いたします。

6番目でございますが、「職員の旅費」の関係でございます。4市町村とも条例に基づきまして支給をしておりますが、支給額に違いがございます。調整案でございますが、合併時、佐久市の例を基準に統一して実施を致します。ただし、県内並びに新市に隣接する県外市町村への出張に対する日当は廃止を致します。

7項目目「職員の勤務条件」でございます。問題点でございますが、4市町村で、特別休暇に違いがございます。調整案でございますが、合併時、各種休暇の基準を統一して実施いたします。調整案の詳細でございますが、各種休暇につきましては、佐久市の

例を基準に条例を制定いたします。以上が総務専門部会の関係でございます。

三浦会長

ただいま、担当者から説明がございましたが、幹事会から補足説明を致します。

○幹事長：神津総務部長

それでは、幹事会といたしまして、補足説明をさせていただきたいと思います。職員の給料等につきましては、合併することによりまして、人件費の総額が変わることのない様に検討をしまいたるところでございます。その結果と致しまして、調整案のとおりでございますが、具体的な事項につきまして若干説明をさせていただきたいと思えます。まず、職員の給料でございますが、給料を他の市と比較する基準と致しまして、国家公務員の給料を100と致しまして、市町村職員の給与水準を比較するラスパイレス指数があるわけでございます。現在、佐久市で見ますと、15年度のラスパイレス指数は、99.8でございます。国より低いわけでございますが、今回昇給停止年齢を55歳に引き下げることによりまして、現行と比較いたしますと、99.2となりまして、県下の市では現在のところ9番目に位置しまして、松本市と同様の係数となる見込みでございます。

次に、各種の手当でございますが、まず、管理職手当でございます。現在の佐久市におきましては、県下の市と同様の水準ですが、新市発足後4年間におきましては、管理職手当の50%削減を行なっていきたい考え方でございます。次に、特殊勤務手当でございますが、現在の手当のうち、見直しを致しまして、保育手当など5つの手当を廃止し、税務手当など4つの手当につきましては、一部廃止の見直しを行なっていきたい考えでございます。

次に、職員旅費でございますが、調整案にあるとおりでございますが、県内等につきましては、日当を廃止するものでございます。なお、職員の定数につきましては、退職者に対する補充を抑制することによりまして、適正な管理を目指していきたいと思えます。以上補足的な説明をさせていただきました。

三浦会長

総務専門部会につきまして説明が終了しました。何かご質問ございますでしょうか。

○臼田町 田嶋委員

臼田町の田嶋でございます。私の質問は、提案番号3に係るところでございます。

人件費の総額が上がることをないよう、こういった目標に対しまして、ご説明いただきました。職員給料等で昇給停止年齢を55歳に引き下げ、管理職手当を50%程度削減をするといった見直案が示されました。大変難しいことと思えますが、5年あるいは10年の中で、具体的な金額はどのくらい削減されるかということをお示しいただ

ければと思います。

神津総務部長

それでは、お答えさせていただきます。人件費が10年間でどのくらい削減されるかということですが、現時点では、不確定要素がございますが、試算致しますと、まず、昇給停止につきましては、1億7千万円余。管理職手当につきましては、8千6百万円余。特殊勤務手当、そして日当の廃止などで、5千9百万円。さらに、退職職員によります補充を半数に抑制することなどにつきましては、15億8千万円余が想定されております。なお、これ以外に、給料の調整額を差し引きますと、全体では、約10年間で17億9千万円余の人件費の削減を予想しておるわけでございます。

○三浦会長

よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

浅科村 佐藤委員

協議項目の地域審議会の取り扱いについての要望を申し上げたいと思います。

現在まで市町村合併の住民説明会や集会・グループ等の声を集約すると、多くの住民は合併によって大きくなることに対する期待と、その反面、市政が遠くなること、新市建設計画の進捗状況等への不安も多く聞かれております。

それに対して、行政側の説明では地域審議会を設置して対応していくことで解決できるということでした。この件については任意協合併協議会の時にも法定合併協議会移行後も、地域審議会設置の要望がありました。

今回、住民の声を反映する附属機関の設置について検討する必要があるとしながら、特例法に基づく地域審議会は設置せず、代わりに「総合計画審議会」で地域の声を拾い上げるという調整案であり、詳細の記述において明確に両審議会の機能を兼ね備えた内容となっておりますので、住民や議会にも理解を得られるものと思いますが、さらに2点ほど、ご配慮をいただき検討を願えればと思うところであります。

1点目は、総合計画審議会設置条例を検討される際、10万都市の総合計画策定にあたって、市民の声を十分反映させることのできる委員構成として頂きたい。

2点目は、委員は総合計画の答申をもって役目が終わってしまうということではなく、定期的に審議会を開催し進捗状況を報告し意見を聞く機会を設け、策定にかかわった委員も、責任を持ってまちづくりに携わっていけるような配慮をしていただきたいことを要望します。

ご検討のほど、よろしく申し上げます。

神津総務部長

地域審議会関係につきましてご要望でございますが、お答えさせていただきます。

総合計画審議会につきましては、ご承知のとおり新しい市の総合的な基本構想そして、基本計画に関する重要事項につきまして、市長の諮問に応じて、調査、審議を行なう機関でございます。そして、ご要望の審議会の委員構成でございますが、現在におきましては、佐久市が28名以内となっております。臼田町・浅科村・望月町におかれましても、審議会があるわけでございます。調整案におきましても、先ほど説明したとおりでございますが、地域の声を新しい市の施策に反映するとなっております。従いまして、地域的配慮や新市建設計画の協議等も考慮しながら、今後、条例整備の中で審議会の役割を機能する適正な委員構成を検討してまいりたいという考え方でございます。

審議会の運営でございますが、審議会につきましては、計画の進捗、動向、課題等につきまして、逐次開催されるものでございまして、その中におきまして、委員の皆様には、ご意見を頂くことが十分できるものと考えております。さらに、計画を変更する場合におきましても、審議会の意見を求められることとなっておりますので、審議会につきましては、それらの状況により必要に応じ開催され、審議されるものでございまして、地域の意見が反映されるものと考えてございます。以上でございます。

浅科村 佐藤委員

ありがとうございました。どうか、よろしく願いいたします。

三浦会長

他にございますか。なければ、持ち帰りご検討いただき、次回の協議会で協議お願いします。

次に、経済専門部会につきまして、説明をお願いします。

荻原係長

それでは、経済専門部会をお願い致します。

資料1-2をお願いいたします。経済専門部会につきましては、今回2項目提案させていただきます。

まず、合併特例法による協議事項ということで、提案番号1番「農業委員会の委員の任期及び定数の取り扱い」でございますが、これにつきましては、本日お手元に4市町村の農業委員会の合併協議における新市の農業委員会における取り扱いについてということで、農業委員会から提示されております。それに基づきまして、調整案を提案させていただきます。問題点でございますが、農業委員会につきましては、設置選挙が原則でございますが、農業委員会の執行体制が整うまでの間、空白期間が生じ、農業申請業務をはじめ、証明書等の業務に支障があるということでございます。調整案でございますが、農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いについては、1と致しまして、新市に一つの農業委員会を置く。2と致しまして、4市町村の農業委員会の選挙による委員につきましては、市町村の合併の特例に関する法律の規定を適用いたしまして、平成

17年5月19日まで、引き続き新市の農業委員として在任をするということでございます。また、3と致しまして、合併後、選挙による委員の定数は40名と致しまして、農業委員会等に関する法律に規定する選挙区を設けるというものでございます。調整案の詳細でございますが、選挙区及び定数でございますが、佐久市につきましては4選挙区 22名、臼田町につきましては1選挙区6名、浅科村につきましては1選挙区4名、望月町につきましては、1選挙区8名ということで、計7選挙区40名というものでございます。

続きまして、提案番号2番でございますが、「農業委員会の委員の報酬」でございます。問題点と致しまして、4市町村で定めておりますが、報酬額に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、新市において報酬額を統一するというものでございます。なお、合併後、特別職等報酬審議会の協議に準じ、見直しを行なうということでございます。また、在任特例中の委員報酬につきましては別に定めるということで、調整案の詳細に、新市における報酬額、また、在任特例中の委員報酬額を記載するというものでございます。以上でございます。

三浦会長

それでは、事務局より説明がございましたがご質問ございましょうか。

なければ、次回協議をお願いします。

次に、教育専門部会につきまして、説明をお願いします。

荻原係長

それでは、資料1 - 3をお願いいたします。教育専門部会につきましては、2項目でございます。

まず、提案番号1番でございますが、「私立幼稚園運営補助金」でございます。問題点と致しまして、佐久市・浅科村・望月町が実施しているが、補助金額に差異があるというものでございます。調整案でございますが、合併時、現行どおりとし、合併後1年以内に、新たに補助制度を作るというものでございます。調整案の詳細でございますが、今後、幼保一元化の動向や子育て支援等を考慮した補助制度を検討するというものでございます。

提案番号2番でございますが、「私立幼稚園施設整備事業補助金」でございます。これにつきましては、現在、佐久市が単独で実施している。調整案でございますが、合併時、新市において、新市の私立幼稚園が施設整備事業を行なう場合、事業費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するというものでございます。調整案の詳細でございますが、対象事業経費でございますが、工事雑費・備品等は除く工事費。また、補助利率につきましては、事業経費から、国県補助金その他収入を差し引いた額の1/2以内ということでございます。以上でございます。

三浦会長

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かございますでしょうか。

次回、協議をお願いいたします。

次に、議会専門部会につきまして、説明をお願いします。

小林係長

それでは、議会専門部会の関係につきましてご説明をいたします。お手元に、4市町村の議長さん方連名の「新市の議会議員の取り扱い協議について」という文書をお配りしてございますけれども、こちらの文書は昨日、協議会長宛提出を頂きました。そちらの右側でございますが、経過と致しまして、4市町村の議会におきまして、それぞれ取り扱いにつきましてご協議を頂きました。また、4市町村の代表議会議員の皆様16名の皆様で、6回にわたり、様々な視点観点からご協議を頂きました。その結果と致しまして、1番と致しまして、新市の議会議員の定数につきましては34名。また2番と致しまして、合併特例法に基づく定数特例及び在任特例は行わずに設置選挙とするという内容のご報告を頂きました。このご報告に基づきまして、今回、調整案をご提案させていただきます。

それでは、資料1-4でございますけれども、議会専門部会につきましては、5項目でございます。一覧表をご覧頂きたいと思っております。

提案番号1番でございますが「新市の議会議員の定数」でございます。調整案でございますが、新市の議会議員の定数は34名とするというものでございます。

2番目の提案でございますけれども、合併特例法による協議事項でございます「議会の議員の任期及び定数の取り扱い」でございます。調整案でございますが、合併特例法に規定する、定数特例及び在任特例については適用しない。また、4市町村の議会議員、現在74名になりますが、議会議員は新市設置の日の前日に失職を致しまして、新市の市長と同様ですが、設置の日から50日以内に設置選挙を行なうというものでございます。

3項目目「議員の報酬」の取り扱いでございます。問題点と致しまして、4市町村で定められてございますが、報酬額に違いがございます。調整案でございますが、新市の議会議員の報酬は調整案の詳細のとおりとする。なお、当分の間、報酬額の抑制措置を行うというものでございます。この抑制の詳細につきましては、新市の議員さん方にご協議を頂くこととなります。また、速やかに特別職報酬等審議会におきまして、報酬額の協議を行ないます。

4番目でございますが、「議会政務調査費補助金」でございます。問題点と致しまして、4市町村が実施をしておりますが、金額・交付方法に違いがございます。調整案でございますが、合併後、新市におきまして、金額及び交付方法を定め実施を致します。

5番目でございますが「各委員会研修補助金」でございます。こちらにつきましては、浅科村・望月町が実施しております。調整案でございますが、合併時、廃止をいた

します。調整案の詳細でございますが、こちらの研修につきましては、費用弁償で対応していくという調整案でございます。以上が議会専門部会の関係でございます。

三浦会長

ただ今、「議会専門部会」につきまして、事務局より説明がありましたが、何かございますでしょうか。

なければ、の「協議会で協議すべき項目」につきましては、説明が終了いたしました。お持ち帰りいただきましてご検討していただき、次回の協議会で、ご協議をお願いいたします。

## (2) 次回協議会協議事項

### 協議会に報告すべき項目について

の「協議会に報告すべき項目」につきましては、次回までに資料をご覧いただきたいと思っております。

## (3) 新市建設計画について

続きまして、(3)新市建設計画につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

細谷係長

新市建設計画につきまして説明をさせていただきます。なお、本日の説明の主な部分につきましては、資料がございませんので、ご承知をお願いいたします。

新市建設計画につきましては、前回の協議会におきまして、県に対し正式協議をすることをご了承いただきました。この了承に基づきまして、県に対し正式協議をお願いしまして、その結果、8月6日付長野県知事名の文書で協議結果につきまして異議がないという旨の回答を頂きました。つきましては、前回の協議会におきまして配布をさせていただきました新市建設計画案を、合併特例法第5条に基づきます新市の建設計画とすることで、本日ご確認をお願いしたいと思います。なお、ご確認を頂くに当たりまして、お手元の別冊の資料3に関する修正をお願いしたいと思います。

資料3をご覧頂きたいと思っております。7ページと、9ページがお配りしてございます。世帯数につきまして、修正をお願いする部分は、この、赤字で示してある部分でございます。既にお示ししましたものは、単に世帯につきましては、「世帯」という扱いになってございましたが、ここに、一般世帯ということで、世帯の前に「一般」を追記させて頂いております。これを修正でございますが、世帯の捉え方としまして、世帯が統計数であることから、統計上の適確な用語とするため、単に「世帯」でなく「一般世帯」ということで、改めて、明確に区分をさせていただきました。通常の世界帯といいますと、7ページの下にもございますように、一般の世界帯に、7ページの下から2番目で

ございますけれども、施設等の世帯数というのが加わりまして、この施設等というのは、いわゆる学校の寄宿舎、病院、老人ホーム、工事現場の宿舎等がございます。推計に当たりましては、基本的には、いわゆる施設の部分を除いて、通常の一般の世帯で推計上考えることが適切であり、国・県においても、一般世帯で推計がなされております。私共の世帯数の捉え方も、一般世帯で数字を捉えておりますので、この部分を用語として適確に示すという点で「一般」の文字を加えさせていただきたいと思っております。以上が資料3の部分でございます。

この修正を踏まえたうえで、前回提案しました、新市建設計画案を特例法に基づく新市建設計画として、協議会においてご確認をお願いいたします。なお、本日確認を頂きますと、新市建設計画の策定は完了することとなりまして、承認後は、直ちに総務省と県に対しまして、新市建設計画を送付することになります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

三浦会長

ただ今、事務局より説明がありましたが、何かございますでしょうか。

<異議なし>

新市建設計画につきましては、事務局の説明のとおりといたします。

#### 4. その他

次に、次第の4「その他」ですが、事務局より何かありますか。

小林係長

それでは、今後の予定についてご連絡申し上げます。

既に関催通知文はお送りしてございますが、今回ご提案しました項目のご協議を頂きます第12回の協議会でございますけれども、8月19日木曜日午後3時30分から佐久市役所8階大会議室で行ないます。

また、その後、合併協定の調印式でございますけれども、8月23日月曜日午前9時30分から、同じく佐久市役所8階大会議室で開催を予定しております。なお、調印式のご案内文につきましては後日郵送いたしますので、よろしく申し上げます。

柳澤局長

事務局よりもう一点申し上げます。事務事業のすり合わせについての進捗状況でございますが、冒頭の会長のあいさつでも触れておりましたが、昨年12月の法定協議会設置以来、事務事業のすり合わせにつきまして、協議会に提案・ご報告いたしました項目につきましては、現在まで2,064項目となりました。現時点で、現在計画されております協議会への提案項目は、全て完了いたしましたのでご報告を申し上げます。以上でございます。

## 5 . 閉会

三浦会長

8月19日、8月23日よろしく申し上げます。

委員の皆様より、何かございますでしょうか。(なし)

本日の協議事項は、全て終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、第11回合併協議会を閉会いたします。

ご苦労様でした。